

傍聴要領

浦添市まちづくりプラン審査委員会

- 1 傍聴する場合の手続
受付等は特にございませぬ。
入退室について、各団体と同時に入退室をお願いします。

- 2 会議の秩序の維持
 - (1) 審査会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
 - (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

- 3 審査会を傍聴するに当たって守るべき事項
傍聴者は、審査会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 審査会において、団体に対する質疑に対し発言しないこと。
 - (2) みだりに会場内を動き回らないこと。
 - (3) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
 - (4) その他、審査会場の秩序を乱し、又は審査の妨げとなるような行為をしないこと。

※団体のプレゼンテーションの応援（拍手等）を妨げるものではございませぬ。